

I 事務处理日程表

埼玉県知事選挙事務処理日程表

選挙期日からの逆算日	月 日	県選挙管理委員会・選挙長処理事項	市区町村選挙管理委員会 投票管理者処理事項 開票管理者
100	4月28日（金）	○県の委員会の開催 ・選挙期日及び告示期日の決定	
80	5月18日（木）	○県の委員会の開催 ・立候補予定者説明会の日時及び場所の決定 ・啓発事業方針の決定 ・選挙時登録の登録基準日等の決定 ・ポスター掲示場にポスターを掲示できる期日の決定 ・選挙長及びその職務代理者の選任 ・立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法の決定 ・選挙会の日時及び場所の決定 ・政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所の決定 ・選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の決定 ・その他	
75	5月23日（火）	○立候補予定者説明会の日時及び場所の告示 ○選挙時登録の登録基準日時の告示	○市区町村の委員会の開催 ・ポスター掲示場設置の場所の決定及び告示並びに報告 ・ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定 ・投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任 ・期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任 ・開票管理者及びその職務代理者の選任 ・登録の移替えの延期の決定及び告示 ・投票所の指定 ・期日前投票所の指定 ・投票所の投票立会人の選任及び通知 ・期日前投票所の投票立会人の選任及び通知 ・開票立会人のくじの日時及び場所の決定 ・開票の日時及び場所の決定 ・投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定 ・指定投票区の指定等（必要と認める場合）及び告示並びに通知（永久に定められている場合を除く。） ・告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定 ・事務従事者の委嘱 ・啓発宣伝計画の決定 ・投票所の開閉時刻の繰上げ又は繰下げの決定（該当する市区町村のみ） ・期日前投票所の開閉時刻の繰下げ又は繰上げの決定（該当する市区町村のみ） ・選挙公報の配布計画の作成及び打合せ ○選挙人名簿の整理 ○投票所入場券の調製開始
66	6月1日（木）	○政見放送事業者打合せ会の開催	
62	6月5日（月）	○埼玉県知事選挙関係通知集（第1号）の送付	
55	6月12日（月）	○立候補予定者説明会の開催	
52	6月15日（木）	○確認団体等打合せ会の開催 ○ポスター掲示場設置数の減少協議及び回答	
48	6月19日（月）	○埼玉県知事選挙関係通知集（第2号）の送付 ○市区町村委員長会議の開催	
41	6月23日（金）		○ポスター掲示場設置場所一覧表及び地図の提出期限
37	6月30日（金）	○直接請求署名収集禁止期間の告示	
33	7月4日（火）	○投票所入場券点字シールの送付	
32	7月5日（水）	○事前審査開始 ○ポスター掲示場設置場所一覧表及び地図のホームページ掲載開始 ○投票用紙・諸用紙の送付完了	投票用紙等の保管

選挙期日から の 逆算日	月 日	県選挙管理委員会・選挙長処理事項	市区町村選挙管理委員会 投票管理者処理事項 開票管理者
30	7月7日(金)	○埼玉県知事選挙関係通知集(第3号)の送付	
25	7月12日(水)	○点字による候補者氏名等掲示の送付	
19	7月18日(火)		○告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始 ○選挙時登録者数の速報
18	7月19日(水)	○立候補届出受付リハーサル ○啓発用資材の送付	○選挙時登録の登録基準日 ○選挙時登録の登録日 ○市区町村の委員会の開催 ・選挙人名簿に登録すべき者の決定 ・選挙人名簿から抹消すべき者の決定 ○期日前投票及び不在者投票事務従事者打合せ会の開催 ○ポスター掲示場の設置完了
17	7月20日(木)	選挙期日の告示日 ○選挙長及びその職務代理者の住所、氏名の告示 ○選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の告示 ○政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所の告示 ○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 ○選挙人名簿登録者の50分の1又は3分の1の数の告示 ○立候補届出受付開始及び告示並びに通知(選挙長) ○ポスター掲示場にポスターを掲示できる期日の告示 ○選挙事務所設置(異動)届出の受付開始 ○出納責任者選任(異動)届出の受付開始 ○報酬を支給する者の届出の受付開始 ○選挙立会人の届出受付開始(選挙長) ○政治団体確認申請書受付開始 ○立候補届出締切期日(選挙長) ○立候補辞退届出締切期日(選挙長) ○政見放送申込締切期日 ○県の委員会の開催 ・政見放送の日時を定めるくじ ○埼玉県知事選挙関係通知集(第4号)の送付	選挙期日の告示日 ○投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所、氏名の告示 ○期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所、氏名並びに職務を行うべき日の告示 ○開票管理者及びその職務代理者の住所、氏名の告示 ○期日前投票所の告示及び通知 ○期日前投票所の開閉時刻の繰下げ又は繰上げの告示及び通知(該当する市区町村のみ) ○期日前投票所の投票立会人の選任及び通知 ○投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の告示 ○投票立会人の選任通知開始 ○公営施設使用個人演説会開催申出書受付開始 ○開票立会人の届出受付開始 ○ポスター掲示場にポスターの掲示開始 ○投票所入場券の交付 ○選挙事務所設置(異動)届出の受付開始 ○市区町村の委員会の開催 ・投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじ ○選挙人名簿の抄本、投票箱、投票用紙、仮投票用封筒等の期日前投票所の投票管理者への送付 ○期日前投票所及び不在者投票記載場所の設備
16	7月21日(金)	○選挙公報掲載申請締切期日 ○選挙会の日時及び場所の告示 ○選挙会参観人員の制限告示(選挙長) ○県の委員会の開催 ・選挙公報の掲載の順序を定めるくじ	○期日前投票及び不在者投票の開始 ○期日前投票所及び不在者投票記載場所における候補者氏名等掲示開始
15	7月22日(土)	○選挙公報印刷開始・送付開始	○公営施設使用個人演説会の施設の公営開始 ○投票所を開く時刻の繰上げ若しくは繰下げ、投票所を閉じる時刻の繰上げの届出期限 ○選挙公報の各世帯への配布開始
13	7月24日(月)	○選挙公報印刷完了 ○期日前投票者数に関する調査(第1回中間)	
12	7月25日(火)	○選挙公報送付完了	
9	7月28日(金)	○投・開票速報リハーサル(第1回)	
6	7月31日(月)	○期日前投票者数に関する調査(第2回中間)	
5	8月1日(火)		○投票所の告示及び通知 ○開票の日時及び場所の告示並びに通知 ○開票立会人のくじの日時及び場所の告示 ○開票所の参観人員の制限告示(開票管理者)
4	8月2日(水)		○郵便等投票の投票用紙等の請求期限
3	8月3日(木)	○補充立候補届出締切期日(選挙長) ○選挙立会人の届出締切期日	○投票所の投票立会人の選任及び通知期限 ○開票立会人の届出締切期日 ○投票、開票事務従事者打合せ会の開催
2	8月4日(金)	○投・開票速報リハーサル(第2回) ○選挙立会人の選任(選挙長) ○期日前投票者数に関する調査(第3回中間)	○市区町村の委員会の開催 ・開票立会人のくじ又は選任 ○開票立会人の氏名等の開票管理者への通知 ○選挙公報の各世帯への配布完了

選挙期日から の 逆算日	月 日	県選挙管理委員会・選挙長処理事項	市区町村選挙管理委員会 投票管理者処理事項 開票管理者
1	8月5日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ○当選証書の準備 ○選挙会参観人受付簿及び参観券の作成(選挙長) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市区町村の委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿から抹消すべき者の決定 ○投票所における候補者氏名等掲示準備完了 ○選挙人名簿又はその抄本、投票箱、投票用紙、仮投票用封筒等の投票管理者への送付 ○期日前投票及び不在者投票の終了 ○期日前投票における投票箱、投票録、選挙人名簿等の委員会への送付 ○投票所の設備(投票管理者) ○開票参観人受付簿及び参観券の作成(開票管理者) ○開票立会人との打合せ会の開催(開票管理者)
選挙期日	8月6日(日)	選挙期日 <ul style="list-style-type: none"> ○期日前投票者数に関する調査(結果) 	選挙期日 <ul style="list-style-type: none"> ○不在者投票の投票管理者への送致並びに不在者投票に関する調書の作成及び送致 ○期日前投票における投票箱等の開票管理者への送致 ○選挙事務所が選挙当日の制限に違反して設置してある場合の処置 ○投票準備(投票管理者) ○投票(投票管理者) ○投票における注意 ○投票速報 ○投票の終了(投票管理者) ○投票結果の速報 ○投票録の作成(投票管理者) ○投票箱等の送致(投票管理者) ○投票に関する書類及び物品の市区町村の委員会への引継(投票管理者) ○開票所の設備(開票管理者) ○投票箱、投票録、選挙人名簿等の受領及び保管(開票管理者) ○開票立会人の補充選任(開票管理者) ○開票準備(開票管理者) ○投票の点検(開票管理者) ○開票における注意 ○開票速報 ○開票の終了(開票管理者) ○開票結果の速報 ○開票録及びその写しの作成(開票管理者) ○開票結果の報告(開票管理者) ○投票管理者から送致を受けた書類等の市区町村の委員会への引継(開票管理者)
①	8月7日(月)	○開票結果報告書等の受領	○選挙人報告書、開票結果報告書等の提出
②	8月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙会(選挙長) ○選挙録及びその写しの作成(選挙長) ○当選人に対する当選告知 ○当選人の住所、氏名等の告示 ○当選等に関する報告(選挙長) ○当選証書の付与 	
⑦	8月13日(日)	○請負等をやめた旨の届出期限	
⑮	8月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙運動に関する収支報告書の提出期限 ○選挙の効力に関する異議の申出期限 	
⑯	8月22日(火)	○当選の効力に関する異議の申出期限	

執行担当者

委員	長	岡田	昭文
同代理		山下	勝矢
委員		福永	信之
	〃	満木	祐子
書記	長	梶	一之
副書記	長	師岡	隣太郎
主幹		石島	哲也
主査		穴戸	幸典
	〃	小此木	一晃
	〃	岡野	祐司
書記		中島	和典
	〃	杉田	明朗
	〃	印南	佑亮
	〃	山本	雅輝
	〃	山本	崇史
	〃	鈴木	皓大
	〃	河村	泰成